

# ヨーゼフ・レートリヒのみた ボスニア・ヘルツェゴヴィナ併合問題

—— 二重制における自治をめぐる ——

村 上 亮

## 序 論

1908年10月、オーストリア・ハンガリー（以下、一部を除きハプスブルク）は共通外務相 A・L・エーレンタールの主導のもと、1878年以来、占領状態にあったボスニア・ヘルツェゴヴィナ（以下、ボスニア）を一方向的に併合した。かかる行動の背景には、青年トルコ革命<sup>(1)</sup>（1908年7月）にともなうオスマン議会の再開とボスニアからの議員招集、つまりボスニアのオスマン帝国への返還への恐れとともに、ボスニアの領有を狙うセルビアへの危惧があった。J・ジョルは、エーレンタールの思惑として、国内の民族運動を抑えるために積極的な外交政策を必要と考えたこと、ハプスブルク国内で不満をもつセルビア人やクロアチア人などを結集する「南スラヴのピエモンテ」を自負するセルビアの野心を打ち砕くことなどをあげている<sup>(2)</sup>。はたして、併合期のボスニアはどのような状況におかれていたのだろうか。

オーストリアとハンガリーの「均衡」を原則とするハプスブルク独特の二重制（アウスグライヒ体制<sup>(3)</sup>）において、ボスニアは通称「ボスニア行政法」（1880年2月22日）に準拠した統治体制のもとで帝国両半部のいずれにも属さず、共通財務省が「共通案件」としてこの地の行政を管轄した。また併合まで同地には議会は設置されず、その自治はきわめて限局されたのである。この状況に、ボスニアの各宗派＝民族のなかではセルビア人とイスラム教徒は相対的に強い不満を抱いた。S・M・ジャヤによれば、併合に対する現地の反応は「セルビア人の憤慨、イスラム教徒の落胆、クロアチア人の（クロアチアとの合併への）希望<sup>(4)</sup>」だったという。エーレンタールやボスニア統治を職掌した共通財務相 I・ブリアーンな

1 青年トルコ革命は、アブデュルハミト2世治下の専制体制の変革を目指す蜂起を指す。これにともないオスマン帝国では憲法が30年振りに復活した。新井政美『トルコ近現代史：イスラム国家から国民国家へ』みすず書房、2001年、106-121頁。

2 ジェームズ・ジョル（池田清訳）『第一次世界大戦の起原』改訂新版、みすず書房、1997年、78頁。

3 二重制については以下を参照。大津留厚「ハプスブルク帝国：アウスグライヒ体制の論理・構造・展開」『岩波講座世界歴史5 帝国と支配 古代の遺産』岩波書店、1998年、297-320頁。本稿では正式な名称をもたなかった西半部の呼称を「オーストリア」に統一する。王朝帝国における自治の重要性は、以下の論稿から示唆を得た。池田嘉郎「第1次世界大戦と帝国の遺産：自治とナショナリズム」宇山智彦編著『ユーラシア近代帝国と現代世界』ミネルヴァ書房、2016年、147-168頁。

4 Srećko-Mato Džaja, *Bosnien-Herzegowina in der österreichisch-ungarischen Epoche (1878 - 1918)* (Munich: Oldenbourg, 1994), p. 218. 当時のボスニアには、セルビア正教徒（セルビア人）、イスラム教徒、カトリック教徒（クロアチア人）が過半数を占めない割合で混住していた。

どの帝国中枢の要路者たちは現地社会の不満、換言すれば、ハプスブルク帝国内のもっとも深刻な民族問題といえる南スラヴ問題<sup>(5)</sup>を緩和するため、併合を決定する際にボスニアにおける憲法の制定と議会の設置を企図したのである<sup>(6)</sup>。

ただし二重制は領土拡大に関する規定をもっておらず、ボスニアの処遇について何らかの法的手続きが求められた。さらに前記した南スラヴ問題は、ボスニア内外のセルビア人による併合への反発ゆえに、その深刻さを増したといえる<sup>(7)</sup>。実際、ボスニア併合を論じた同時代の官僚、著作家F・クラインヴェヒターは「〔併合に際しての〕問題はどのような形でボスニア・ヘルツェゴヴィナを帝国の構造に組み込むかに尽きる。これは主に帝国の内政に関わる問題であるが、その解決は外交的な意味も帯びている<sup>(8)</sup>」と展望したほどである。やや先取りしていえば、この地を本国の国制に接合するための法制の整備はボスニア憲法の布告(1910年2月)とボスニア議会の開設(同年6月)に帰結した。はたして、その工程に二重制と南スラヴ問題はいかなる影響を及ぼしたのだろうか。以下では関連する先行研究を確認しておこう。

第1は、二重制におけるボスニアの法的立場に関する研究である。C・A・マッカートニーは、オーストリアとハンガリー双方がボスニアを帝国両半部のいずれかに組み込む意図を持たなかったこと、ドイツ統治下エルザス・ロートリンゲンのような帝国直轄領として第三の単位とするつもりもなかったことをあげたうえで、併合後も帝国内における帰属問題が未解決であったと記す<sup>(9)</sup>。二重制に関する重要な著作J・ガラーンタイの研究は、占領初期にオーストリアとハンガリー両議会において可決された前述の「ボスニア行政法」が同じ内容であったこと、共通財務省のもとにおかれたボスニア行政が両半部政府の影響下におかれていたことを示した<sup>(10)</sup>。

第2は、ボスニア憲法に関する研究である。これについては、旧ユーゴスラヴィアを中心とする研究者は総じて否定的に評価する。M・イマモヴィチは「ボスニア行政法」が併合後も継続されたこと、ボスニア議会が共通案件から締め出されたことに触れたうえで、「ボスニア憲法が同地の行政にほとんど変化をもたらさなかった」と論じ、従来の状態が継続したとみなしている<sup>(11)</sup>。D・ユズバシチはボスニア憲法の制定過程を一通り分析するなかで、併

5 ハプスブルク支配に対する南スラヴ民族——セルビア人、クロアチア人、スロヴェニア人など——の抵抗から生じた諸問題を指す。さらにセルビアがこの抵抗を積極的に支援したために、統治体制に深刻な影響を及ぼした。Alojz Ivanišević, “Südslavische Frage,” Edgar Hösch et al. (eds.), *Lexikon zur Geschichte Südeuropas* (Vienna: Böhlau, 2004), pp. 667-669.

6 以下を参照。村上亮「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ併合問題の再検討：共通財務相I・ブリアーンによる二つの『建白書』を手がかりに」『史林』99巻4号、2016年、66-94頁。

7 Matthew Smith Anderson, *The Eastern Question, 1774-1923: A Study in International Relations* (New York: St. Martin's Press, 1966), p. 286.

8 Friedrich Kleinwaechter, “Die Annexion Bosniens und der Herzegowina,” *Zeitschrift für Politik* 3-1(1909), pp. 149-150.

9 C.A. Macartney, *The Habsburg Empire, 1790-1918* (New York: Macmillan, 1969), pp. 742, 791-792.

10 József Galántai, *Der österreichisch-ungarische Dualismus 1867-1918* (Vienna: Österreichischer Bundesverlag, 1990), pp. 63-65.

11 Mustafa Imamović, *Pravni položaj i unutrašnje-politički razvitak BiH od.1878. do 1918* (Sarajevo:

合後のボスニア統治の枠組みやボスニアの政治的権利をめぐる帝国中枢の中で不一致がみられたこと、それにともないボスニア議会の権限が削減されたことを記す<sup>(12)</sup>。

以上の整理からは、ボスニアがオーストリアとハンガリーの間で帰属が定まらぬままで従属的な立場におかれてきたこと、主に現地の研究者がボスニア憲法を否定的に評価し、それにとまなう政治状況の変化を軽視していることが判明する。その一方で解決されていない課題もあげられるだろう。

第1の課題は、併合後のボスニアをハプスブルク国制に包摂する過程である。これに関して筆者は、両半部議会が併合を承認するための法律（「併合法」）をめぐる、1908年8月、9月に開催された共通閣議<sup>(13)</sup>の議論を取りあげた。その際には、ハンガリー側の草案をめぐって意見が割れたこと、オーストリア首相M・W・ベックがオーストリア議会の意向を念頭におき、ハンガリー側が主張したボスニアに関する歴史的権利を拒絶したことを明らかにした<sup>(14)</sup>。またG・A・ゲイヤーは、ハンガリー首相S・ヴェケルレが1907年7月の時点でボスニアに関するハンガリーの歴史的権利を主張していた点に論及するものの、いずれにおいても「併合法」の詳細は明らかにされていない<sup>(15)</sup>。

第2の課題は、二重制におけるボスニア憲法の意義である。新領土ボスニアの編入は、二重制を——オーストリアとハンガリーと同権の「南スラヴブロック」（クロアチア、ダルマチア、ボスニア）を創出する——「三重制」に改編する可能性を孕んでいたため、ハンガリーがこの構想に強く反対した<sup>(16)</sup>。かつてR・A・カンが論じたように、ボスニア併合は「三重制」やそれに類する連邦制への改造による南スラヴ問題解決の可能性を閉ざし、ボスニアの自治は抑制されたときみなされてきた<sup>(17)</sup>。1878年以降のボスニアにおける行政制度を詳細に跡づけたV・ホイベルガーは併合をボスニア住民のみならず、ハプスブルク帝国全体にとっても「政治的転換点」と位置づける。しかし両者を含めた先行研究において、ボスニア憲法の意義は十分に解析されていない<sup>(18)</sup>。

そのなかでP・ジャドソンの仕事は、以上の2つの課題を解決するための起点として一考に値するだろう。ジャドソンによれば、ボスニアの編入は「いくつかの複雑な法的手続きを

Magistrat, 2007), pp. 30-39, 268-276. (引用は268)

12 Dževad Juzbašić, “Die Annexion von Bosnien-Herzegowina und die Probleme bei der Erlassung des Landesstatutes,” *Southeast-Studies* 68 (2009), pp. 247-297.

13 これは、二重制における事実上の最高意思決定機関である。

14 村上「併合問題」参照。

15 Géza Andreas von Geyr, *Sándor Wekerle 1848-1921: die politische Biographie eines ungarischen Staatsmannes der Donaumonarchie* (Munich: Oldenbourg, 1993), pp. 289-298. この点については下記も参照。藤由順子『ハプスブルク・オスマン両帝国の外交交渉』南窓社、2003年、74-93頁。

16 村上「併合問題」とともに以下を参照。村上亮「皇位継承者フランツ・フェルディナント再考：政治権力と「三重制」を手がかりに」『関西大学西洋史論叢』18号、2015年、1-18頁。

17 Robert A. Kann, *The multinational Empire: Nationalism and national Reform in the Habsburg Monarchy, 1848-1918*, vol. 1 (New York: Octagon Books, 1970), pp. 291-292.

18 Valeria Heuberger, “Politische Institutionen und Verwaltung in Bosnien und der Hercegovina 1878-1918,” Helmut Rumppler / Peter Urbanitsch (eds.), *Die Habsburgermonarchie 1848-1918*, vol. 7-2 (Vienna: Verlag der österreichischen Akademie der Wissenschaften, 2000), p. 2411. (同論集は以下、*Habsburgermonarchie*, 巻数, 頁数と記す)。

要した。それは複数の法制面での虚構、ならびに帝国他地域における法制度の閉却を要した。そして彼は全域にわたる制度面の均質化という観点から、オーストリア憲法（1867年）の条項を継受したボスニア憲法を帝国内の分権化、連邦化の試みに位置づけたのである<sup>(19)</sup>。彼による一連の示唆を敷衍させるならば、併合法の制定からボスニア憲法の策定までの過程の考察は、両半部の「均衡」という基本原則とは異なるハプスブルク帝国の支配原理の解明につながるのではないだろうか<sup>(20)</sup>。

かかる研究史を念頭においたうえで、筆者は当時オーストリア下院議員やウィーン工科大学教授を務めたヨーゼフ・レートリヒ Josef Redlich（1869-1936）に光をあててみたい。彼の経歴の詳細は後に譲り、ここでは彼に着眼する理由を2つあげておく。

第1は、レートリヒが帝国要人をおおう広い人脈を作りあげていたことである。そのなかでもっとも重要であったのは、ボスニア併合危機の間に深められたエーレンタールとの関係である<sup>(21)</sup>。レートリヒは一貫してエーレンタールのボスニア政策を支持し、外交危機が収束するまでに度々会談を重ねるとともに、その後も彼の相談相手を務めた<sup>(22)</sup>。またレートリヒが、併合に際してエーレンタール外交を支持する秀逸な演説により衆目を集めていたことも重要である<sup>(23)</sup>。さらに後で見るように、レートリヒはボスニア憲法をめぐって共通財務相ブリアーンとも個人的な会談を重ねていた。

第2は、レートリヒが併合を境として、ボスニア統治をはじめとする南スラヴ問題に関心を抱き始めたこと<sup>(24)</sup>、そしてボスニア統治に関与し始めたことである。ハプスブルク史研究者H・ハンチュによれば、レートリヒはオーストリア上院議員であり、当時のオーストリア政界随一のボスニア通ともいえるJ・M・ベルンライターとともに南スラヴ問題の専門家と

---

19 Pieter M. Judson, *The Habsburg Empire. A New History* (Cambridge: Belknap Press of Harvard University Press, 2016), pp. 378-381. (引用は p. 378) ハプスブルクの連邦制的な性格については以下を参照。馬場優「連邦国家か国家連合か：「複雑な生き物」オーストリア＝ハンガリー」松尾秀哉 [他] 編『連邦制の逆説？：効果的な統治制度か』ナカニシヤ出版、2016年、158-173頁。

20 二重制の変遷を詳細に跡づけたG・シュトゥルツの研究でもボスニア併合の意義は詳らかにされていない。Gerald Stourzh, “Der Dualismus 1867 bis 1918: Zur staatsrechtlichen und völkerrechtlichen Problematik der Doppelmonarchie,” *Habsburgermonarchie*, vol. 7-1, pp. 1177-1230.

21 1908年10月末から11月8日までのブダペシュト滞在中にエーレンタールと良好な関係を築いたことがレートリヒの日記からわかる。ここでは、レートリヒがエーレンタールと「併合法」やボスニア危機をめぐる外交状況を協議した（1908年12月9日）こと、1909年1月21日、1月27日、2月19日、3月13日、3月28日にはエーレンタールと会談、会食していたことのみをあげておく。Josef Redlich (Fritz Fellner and Doris A. Corradini (eds.)), *Schicksalsjahre Österreichs: die Erinnerungen und Tagebücher Josef Redlichs 1869-1936*, vol.1 (Vienna: Böhlau, 2011), pp. 210, 214-215.

22 Fredrik Lindström, *Empire and Identity: Biographies of the Austrian State Problem in the Late Habsburg Empire* (West Lafayette, Ind.: Purdue University, 2008), p. 207.

23 Redlich, *Schicksalsjahre*, vol.3, p. 16; Diethild Harrington-Müller, *Der Fortschrittsklub im Abgeordnetenhaus des österreichischen Reichsrats 1873-1910* (Vienna: Böhlau, 1972), p. 93.

24 レートリヒは、併合直前の1908年9月にボスニアを初めて訪問、現地の官僚などとの会談から現地情勢について見聞を深めたことが日記から確認できる。Redlich, *Schicksalsjahre*, vol.1, pp. 202-209.

目され、ボスニアに関わるすべての案件において助言を乞われていた<sup>(25)</sup>。これに関して筆者は、オーストリア下院議会が特権農業銀行への反対運動を展開した際（1909年6月）、レートリヒがオーストリア政府の同銀行問題に対する態度を改めさせた全会一致の決議を主導したことを明らかにした<sup>(26)</sup>。しかし「併合法」やボスニア憲法制定における彼の役割までは検証できていない。

以上の課題については、レートリヒの演説内容や小論とともに、彼の手になる3つの未公刊文書が解答を与えてくれる。第1は、オーストリア側の「併合法」の基調報告者として作成した報告書である<sup>(27)</sup>。第2は、オーストリア下院委員会における併合に関する報告書である<sup>(28)</sup>。第3は、レートリヒがエーレントール、オーストリア首相R・ビーネルトーシュメアリンクに提出したボスニア憲法草案についての覚書（以下、『憲法所見』）である<sup>(29)</sup>。ユズバシチはこの『憲法所見』がボスニア憲法策定におけるオーストリア政府の方針に影響を及ぼした旨を記すが、その一部分を検討したにすぎず、第1、第2の文書は取りあげていない<sup>(30)</sup>。さらに、ユズバシチ以外の研究者はレートリヒの文書群を等閑に付してきた。もちろんレートリヒの政治力の過大評価は慎むべきであろう。しかしながら、彼の視座はボスニア統治の背景をなす二重制と南スラヴ問題に関わる事案、「併合法」とボスニア憲法を一続きのものとしてとらえるための貴重な糸口を提供すると考える。

上記をふまえて本稿では、レートリヒを基軸としてハプスブルク国制における「併合法」、ボスニア憲法の意義の解明に努めたい。本稿の構成について述べておくと、第1節ではレートリヒの経歴をたどったうえで、オーストリアとハンガリー双方の併合法のあらましを確認

25 Hugo Hantsch, *Leopold Graf Berchtold: Grandseigneur und Staatsmann* (Graz: Styria, 1963), p. 250. ベルンライターについては以下を参照。三宅正樹「ベルンライターと「中欧」経済同盟計画：崩壊前夜のオーストリア・ハンガリーにおけるウィーンの一政治家の苦闘」三宅正樹編『ベルリン・ウィーン・東京 20世紀前半の中欧と東アジア』論創社、1999年、74-147頁。なおレートリヒは、ベルンライターの死後、彼の遺著を編纂した。

26 特権農業銀行は、ボスニアにおける地主＝小作制度を解体する際、小作人が土地を買い取る資金を融資するハンガリー系資本の銀行として共通財務相ブリアーンにより計画された。これに対しオーストリア議会やオーストリアのメディアは激しく反発した。村上亮『ハプスブルクの「植民地」統治：ボスニア支配にみる王朝帝国の諸相』多賀出版、2017年、141-152頁。

27 Josef Redlich, *Die Gesetzesvorlage über die Annexion von Bosnien und Herzegowina von Josef Redlich*. In: Österreichische Nationalbibliothek (以下、ÖNB), *Sammlung von Handschriften und alten Drucken*, Cod. Ser. n. 53582, ohne Jahr.

28 Josef Redlich, *Bericht des Referenten im Ausschusse für bosnische Angelegenheiten, Reichsratsabgeordneter Professor Dr. Josef Redlich*, In: ÖNB, *Sammlung von Handschriften und alten Drucken*, Cod. Ser. n. 53589 Han, 04.06.1912. (以下、*Bericht*) 同報告の作成は今回取りあげる時期よりもだいぶ下っていることは否めない。しかし同報告にある通り「併合法」などの諸法案はオーストリア下院議会のボスニア委員会に提出されてから3年間未処理であったこと、後でみるようにレートリヒの主張と齟齬がないことから有用と判断した。

29 Haus-, Hof- und Staatsarchiv Vienna (以下、HHStA), Politisches Archiv (以下、P.A.) XL, Karton. 247. *Denkschrift des Reichsrats- und Landtagsabgeordneten Professor Dr. Josef Redlich zu den Gesetzesentwürfen des gemeinsamen Ministeriums, betreffend die Verleihung einer Verfassung an Bosnien und die Herzegowina: Erstattet Sr. Exzellenz dem Herrn Ministerpräsidenten Dr. Richard Freiherr von Bienerth*. (以下、*Denkschrift*)

30 Juzbašić, “Annexion,” pp. 278-281.

する。第2節では併合と「併合法」法案に対するレートリヒの見方を検討する。第3節ではレートリヒによる『憲法所見』の吟味を通じて、彼の併合後のボスニア統治構想を解明する。これらの作業を通じて、二重制の原則に矛盾する「第三の単位」ボスニアの自治問題からハプスブルク国制が逢着した隘路を描きだしてみたい。

## 1. レートリヒと「併合法」

### 1-1. レートリヒの経歴

レートリヒは、ドイツ語を話す同化ユダヤ人の父アドルフ、スロヴァキア人の血をひく母ローザの第二子としてモラヴィアのゲーディンク（現チェコ・ホドニーン）に生まれた。後にみるように、レートリヒは自らをドイツ人と認識していた<sup>(31)</sup>。レートリヒの経歴は、次の年表に明らかなように、官僚、政治家、大学教授など多岐にわたり、活躍の場もオーストリアにとどまらなかった<sup>(32)</sup>。これについては、ハーヴァード大学における彼の同僚F・フランクファーターの追悼記事を紹介しておこう。フランクファーターはレートリヒのもつ、①ハプスブルクの多民族性を体現する生粋のウィーン人。②イギリス憲法の古典的研究を著した、公法を専門とするオーストリアの教授。③アメリカにおける法教育に必要な能力を備えたオーストリア議員という3つの側面を、彼自身による造語「独自性 Uniquity」でまとめている<sup>(33)</sup>。

表1 ヨーゼフ・レートリヒの経歴

1869年	モラヴィアにて生まれる（6月18日）
1886年	ウィーン大学（法学部）に入学
1891年	法学博士／ブリュン領邦政府法律試補

31 レートリヒの日記を編纂したF・フェルナーは、複数の民族が混在する幼少期の環境が彼の政治観の根底にあること、この頃に生まれた歴史への関心が後に影響を及ぼしたと書いている。Redlich, *Schicksalsjahre*, vol. 3, p. 10.

32 英語圏におけるレートリヒの高い評価が、ハーヴァード大学への招聘につながったと思われる。Doris A. Corradini, “Between Scholarship and Politics: Josef Redlich and the United States of America,” Waldemar Zacharasiewicz and David Staines (eds.), *Narratives of Encounters in the North Atlantic Triangle* (Vienna: Verlag der österreichischen Akademie der Wissenschaften, 2015), pp. 145-158. 年表作成にあたっては以下を参照した。Redlich, *Schicksalsjahre*, vol.3, pp. 28-31; Solomon Wank, “REDLICH, Joseph,” in Warren F. Kuehl (ed.), *Dictionary of Internationalists* (Westport: Greenwood Press, 1983), pp. 602-604; Amy Ng, *Nationalism and Political Liberty: Redlich, Namier, and the Crisis of Empire* (Oxford: Clarendon, 2004), pp. 10-46, 213-214; Franz Adlgasser (ed.), *Die Mitglieder der österreichischen Zentralparlamente, 1848-1918: konstituierender Reichstag 1848-1849, Reichsrat 1861-1918: ein biographisches Lexikon*, vol. 2 (Vienna: Verlag der österreichischen Akademie der Wissenschaften, 2014), pp. 999-1000.

33 Felix Frankfurter, “Josef Redlich,” *Harvard Law Review* 50-3 (1937), p. 389. フランクファーターはウィーン生まれのユダヤ人移民であった。1914年にハーヴァード大学教授に就任、その後F・ルーズヴェルト大統領によって最高裁判所の判事に任じられた。鈴木輝二『ユダヤ・エリート：アメリカへ渡った東方ユダヤ人』中央公論新社、2003年、181-182頁。

1893年	ウィーン州裁判所法律試補
1901年	ウィーン大学法学部私講師
1906年	ウィーン大学より員外教授（行政・憲法学）の資格を得る
1906年	メーレン州議会議員（－1918年）
1907年	オーストリア下院議員（－1918年）（モラヴィア5区選出）
1909年	ウィーン工科大学正教授（憲法・行政法）
1910年	ハーヴァード大学客員教授（1913年にも同職）
1911年	オーストリア行政改革委員会委員（－1917年）
1912年	第一次バルカン戦争中に特使としてセルビアに派遣（11月4－6日）
1913年	バルカン戦争に関するカーネギー委員会委員
1915年	ウィーン大学法学部正教授
1918年	オーストリア財務相（ラマシュ内閣）／臨時国民議会議員（－1919年）
1920年	『オーストリアの国家・帝国問題』（第1巻）刊行
1925年	ウィーン大学名誉教授（アメリカ・イギリス憲法、比較憲法学）／『世界大戦におけるオーストリア政府・行政』刊行
1926年	ハーヴァード大学教授（比較公法学）（－1935年）／『オーストリアの国家・帝国問題』（第2巻）刊行
1928年	カーネギー国際平和基金ヨーロッパセンター委員（－1936年）／『オーストリア皇帝フランツ・ヨーゼフの伝記 <sup>(34)</sup> 』刊行
1930年	ハーグ常設国際司法裁判所・代理判事（－1936年）
1931年	オーストリア財務相（6－10月）
1936年	ウィーンにて死去（11月11日）

レートリヒの政治信条についていえば、自治の重視は外せない。彼はオーストリアにおける地方自治制度を「さまざまな民族の社会的生活にとっての真の基盤<sup>(35)</sup>」とみなし、その重要性を強調していた。リントストロームは「レートリヒの政治的関与、とりわけ行政改革委員会における活動の影響のもと、彼の学術的計画は次第にオーストリア国家とその仕組みの歴史的発展に関する詳細な検討へと結実した」と述べる。そのうえで政界進出後のレートリヒが、マリア・テレジアにより打ちたてられたオーストリア帝国をどのように近代化するか、帝国の統一と主権在民、地方の自治をいかに両立させるのかという問題に取り組み、その模

34 ハプスブルクに批判的なハンガリーの知識人、政治家J・オスカールは同書を「ハプスブルク帝国の衰退の歴史に関する、疑いなくもっとも重要な貢献」と称揚した。Oscar Jászi, "Some Recent Publications Concerning the Dissolution of the Habsburg Monarchy," *The Journal of Modern History* 2-1 (1930), p. 96. cf. Josef Redlich, *Kaiser Franz Joseph von Österreich: eine Biographie* (Berlin: Kulturpolitik, 1928).

35 Josef Redlich, *Das Wesen der österreichischen Kommunal-Verfassung* (Leipzig: Duncker & Humblot, 1910), pp. 61-62. リントストロームによれば、この背景に彼のイギリスの自治制度への称賛とともに、彼の故郷モラヴィアにおけるゲルマン文化とスラヴ文化の混合があったという。Lindström, *Empire and Identity*, p. 198.

範は彼の本来の専門分野のイギリス政治であったと結んでいる<sup>(36)</sup>。

本稿との関連では、レートリヒの政治観がエーレンタールとの関係に強く影響されていることも指摘しておく。彼の政治的焦点は、エーレンタールとの関係を通じてオーストリアの枠内から外交政策、南スラヴ問題など帝国全体に関わる案件とともに、二重制を揺るがすハンガリー問題に絞られたのである<sup>(37)</sup>。具体的には、ハプスブルク帝国の一体性の強化を図るエーレンタールを支持する一方、ハプスブルク帝国の一体性を骨抜きにし、自らの独立性を強化するハンガリーの動向、ハンガリー政府の抑圧的な民族政策を非難した<sup>(38)</sup>。

レートリヒのハンガリー政府批判は、彼とハンガリー内の反政府勢力やスラヴ系政治家を近づけることになる。レートリヒはハンガリーにおける男子普通選挙権法案を準備した J・クリシュトーフイを通じ、スロヴァキア人の有力政治家である M・ホジャと面識があった<sup>(39)</sup>。イギリスの歴史家でハプスブルクに批判的な R・W・シートン・ワトソンは、レートリヒがチェコスロヴァキア建国の立役者である T・G・マサリクをはじめ、F・スモドラカ、J・ビアンキニらスラヴ系の有力議員と良好な関係を築いていたことに触れている<sup>(40)</sup>。レートリヒはウィーンで開催された南スラヴ系議員の集会に参加した際（1911年12月10日）、ダルマチア選出のスモドラカから「スラヴ諸民族に対する不当な行為に抵抗する、唯一のドイツ人議員」と称賛されたという<sup>(41)</sup>。

なおレートリヒが第一次バルカン戦争中にセルビアとの経済関係を協議するためにベオグラードに特使として派遣された<sup>(42)</sup>背景として、マサリクの推薦は見逃せない。両者の関係は、レートリヒがアグラム大逆裁判を徹底的に批判したマサリクを支持したことに始まると考えられる<sup>(43)</sup>。マサリクは、エーレンタールの後継者 L・ベルヒルトとその側近に強い不満を

36 Lindström, *Empire and Identity*, pp. 188-191, 197-198, 210.

37 レートリヒが二重制の問題を経済面ではなく、憲法面からとらえていた数少ない同時代人の一人であることに注意したい。Lindström, *Empire and Identity*, p. 209.

38 Ibid., pp. 207-210. セルビア人、クロアチア人、ルーマニア人、スロヴァキア人などの少数民族の団体の解散、初等教育におけるマジャール語教育の強制などがある。ロビン・オーキー（三方洋子訳：山之内克子、秋山晋吾監訳）『ハプスブルク君主国 1765-1918：マリア＝テレジアから第一次世界大戦まで』NTT出版、2010年、400-406頁。このため、レートリヒはハンガリー政府による強制的な同化政策を批判したシートン・ワトソンの著作『ハンガリーの民族政策』を推薦した。Ng, *Nationalism and Political Liberty*, p. 31.

39 Lindström, *Empire and Identity*, pp. 209-210.

40 R. W. Seton-Watson, "Josef Redlich," *The Slavonic and East European Review* 16-46 (1937), p. 200.

41 Redlich, *Schicksalsjahre*, vol.1, pp. 408-409.

42 馬場優『オーストリア＝ハンガリーとバルカン戦争：第一次世界大戦への道』法政大学出版局、2006年、73頁。この報告については以下を参照。Josef Redlich, *Bericht über die in der Zeit vom 4. bis 7. November 1912 in Belgrad gepflogenen Unterredungen mit serbischen Staatsmännern*, In: ÖNB, *Sammlung von Handschriften und alten Drucken*, Cod. Ser. n. 53618.

43 Seton-Watson, "Joseph Redlich," p. 200. この裁判は、クロアチア総督が、ボスニア併合に反対したクロアチア人＝セルビア人連合のセルビア独立党の議員 53 名をセルビアとの通謀を理由に反逆罪で告訴した事件。歴史家 H・フリードユンクは共通外務省から提供された証拠文書を本物と認定したが、実際には偽造されたものだった。マサリクについては以下を参照。林忠行「T. G. マサリクの生涯と最近の研究動向：没後 50 年よせて」『東欧史研究』10 号、1987 年、116-126 頁。

抱く一方、「バルプラッツ〔共通外務省を指す〕には、工業や銀行界、そして議会とのつながりを持ち、またバルカン諸国との新たな経済政策に理解を持つ人物こそ望ましい」と述べ、レートリヒこそ共通外務相に適任とみなしたほどである<sup>(44)</sup>。もっともレートリヒが南スラヴ、とりわけセルビア・ナショナリズムにも強い警戒感をもっていたことは後で見るとおりである。

ここではボスニア問題に対するレートリヒの視座の前提として、彼が自治を重視していたこと、皇位継承者フランツ・フェルディナント周辺に形成されていたドイツ人による中央集権化を目指す志向（大オーストリア）とも、スラヴ・ナショナリズムとも距離を保っていたこと<sup>(45)</sup>、ハンガリー政府に批判的な立場にたつとともに、スラヴ系の政治家や親スラヴ系の人物から一定の信頼と共感を得ていたことを確認しておこう。

## 1-2. 両半部の「併合法」法案のあらまし

続いて、「併合法」法案についても概観しておきたい。その前提となった「ボスニア行政法」は、この地の行政を二重制における「共通案件」とし、その基本方針の策定には両半部政府が関与することを定めた。またボスニアにおける鉄道などの固定投資への帝国本国からの財政支援、関税、間接税、貨幣制度については両半部議会の協力を必要とした<sup>(46)</sup>。さらにオーストリア、ハンガリー両議会がハプスブルク本国とボスニアの法的関係の変更を承認する旨を定めていたため（同法第5条）、「併合法」の制定がもたらされたのである。ここではオーストリア、ハンガリーの各「併合法」法案は、政府法案として両半部議会に提出されたことを補っておく<sup>(47)</sup>。

前述のように、併合の時点で「併合法」が成立しなかった要因であるボスニアにまつわるハンガリーの歴史的権利は、ボスニア住民に対するフランツ・ヨーゼフによる併合の布告にもあらわれている。ここではボスニア憲法の導入の前提が、ボスニアの明確、かつ最終的な法的地位を創出する点を確認したうえで、「[...] またその昔わがハンガリー王座の栄光ある祖先たちと両州とのあいだにありし絆を思い起こしつつ、朕はボスニア及びヘルツェゴヴィナにたいしわれわれの宗主権を拡大するものである<sup>(48)</sup>」と記された。同時代ハンガリーの法学者H・マルツァリは、この一節がボスニアに関する「初めてのハンガリー国王の歴史的権利の公的な承認」であるとしたうえで、「この権利は疑いのないものである。ボスニアはトルコ支配まではハンガリーの服属国であり、その一部の地域は直接ハンガリーの支配下に

44 1912年11月8日、レートリヒとマサリクは3時間にわたり会談した。Redlich, *Schicksalsjahre*, vol.1, p. 508.

45 Ng, *Nationalism and Political Liberty*, pp. 32, 37.

46 HHStA, P.A.XL, Karton. 316. Grundlagen der Verwaltung Bosniens und der Herzegowina.

47 Ferdinand Schmid, *Bosnien und die Herzegowina unter der Verwaltung Österreich-Ungarns* (Leipzig: Veit, 1914), p. 26. もっともハンガリー議会では法案は協議されなかった。Szilárd Szabó, “Ungarns Politik gegenüber Bosnien und Herzegowina 1878-1908,” *Ungarn-Jahrbuch* 32 (2014/2015), p. 166. また議会議事録に出てこないことをみると、「併合法」法案はオーストリア議会においても委員会における協議にとどまっていたと推察できる。

48 ハンス・コーン（稲野強〔他〕訳）『ハプスブルク帝国史入門』恒文社、1982年、262頁。

あった<sup>(49)</sup>」と書きつけている。

オーストリア、ハンガリー各々の「併合法」法案の創案理由書は、併合後の政体については「ボスニア行政法」を基盤とする点、占領状態の継続がハプスブルクによる領有を永続的に保証するものではないとする点、青年トルコ革命がボスニアにおける立憲化の引き金になっている点、占領以降のハプスブルクによるボスニアの「文明化」を併合の口実としている点では共通している。しかし併合の正当化については異なる要素を内包していた。

ハンガリー側の法案は、併合を道義的に正当化するためにハンガリーとボスニアの結びつきを念頭におき、ハンガリー王冠のボスニアにおける権利を強調する。「ハンガリー議会は以下のことを承知する。それは、皇帝にして国王陛下がボスニア・ヘルツェゴヴィナに立憲的な自治を与えるために、ハンガリー王冠の偉大な祖先とボスニア・ヘルツェゴヴィナが結びついてきたという非常に古い紐帯を考慮し、その主権をボスニア・ヘルツェゴヴィナに拡大することである」(第1条)と記し、その根拠を「国事詔書(第1、2、3号)<sup>(50)</sup>」に求めた(第2条)。なぜなら「国事詔書」(第2号第5条)はハンガリーとその従属地のみならず、回復した地域にも有効と定めていたからである。そこでハンガリー側は、併合という永続的な紐帯を作りあげる際にかつての権利が再び発効するという論法で自らを擁護しようと試みた<sup>(51)</sup>。冒頭で触れたクラインヴェヒターは、この主張について「ボスニアにおいてオーストリアに対する優越的な地位を得るため、単なる字句上の装飾としてではなく、明確な意図をもってボスニアにおけるハンガリーのより強固な権利を文書化するもの<sup>(52)</sup>」とハンガリーの目論見を喝破した。

ボスニアの法的立場についてはハンガリーとボスニアの法的関係が確定していないため、オーストリアとの同意に基づいて変更されるまでは、暫定的に「ボスニア行政法」の継続を予定し(第3条)、同法の発効はオーストリア議会において同様の法律の成立が条件とされた(第4条)<sup>(53)</sup>。同時代ウィーンの法学者G・シュタインバッハは、ハンガリーの所論を次のように整理する。「ボスニア・ヘルツェゴヴィナは今や再びハンガリー国王に帰属する。国王は500年にわたるハプスブルク帝国とボスニアとの関係を最終的に整えるにあたり、ハンガリーにボスニア・ヘルツェゴヴィナを完全に編入しなければならないだろう<sup>(54)</sup>」と。もともとハンガリーは併合を聖シュテファン王冠のもとで実施しても、その後の行政費用は両半

---

49 Henrich Marczali, *Ungarisches Verfassungsrecht* (Tübingen: J.C.B.Mohr, 1911), p. 194. 下記も参照。Szabó, “Ungarns Politik,” pp. 157-167.

50 「国事詔書 Pragmatische Sanktion」とはハプスブルク領の一体不可分の継承と女系相続の承認と引き換えに、諸王国、諸邦の自治を認めたものである。大津留「アウスグライヒ」299頁。

51 ハンガリーの国事詔書(1723年)の原文は以下を参照。Edmund Bernatzik (ed.), *Die österreichischen Verfassungsgesetze mit Erläuterungen* (Vienna: Manzschke k.u.k. Hof-Verlags, 1911), pp. 27-36.

52 Kleinwaechter, “Annexion,” pp. 152-153.

53 HHSStA, P.A.I, Karton. 485, *Materialien zu der Regierungsvorlage, betreffend die Erstreckung der Souveränitätsrechte Seiner Majestät sowie der Bestimmungen der pragmatischen Sanktion auf Bosnien und die Hercegovina*.

54 Gustav Steinbach, “Die bosnische Verfassung,” *Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegenwart* 4(1911), p. 483.

部が拠出する共通支出からの捻出を想定した。この場合には、オーストリアが経費のおよそ7割を負担することが予定された<sup>(55)</sup>。オーストリア政府がこれを受け入れる可能性はほぼなかったと考えられる。

一方のオーストリア側の法案は、皇帝フランツ・ヨーゼフの主権、ならびに国事詔書がボスニアに拡大されること、立憲的制度が与えられることが記されたにとどまる(第1条)。同法案の創案理由書の記す通り、帝国両半部とボスニアとの法的関係の現状維持を基調とした。実際に「ボスニア行政法」(第2条)や共通関税領域に関する法律については継続とされた。また発効条件をハンガリーにおける同様の法律の成立(第3条)とした点はハンガリーと同様であるとともに、ハンガリーの一方的な行動への布石と読める。「ボスニア行政法」の継続は、オーストリア側からみると帝国内におけるボスニアの法的立場の変更にオーストリア議会が関与するための保証だったのである<sup>(56)</sup>。「ボスニア行政法」とは異なり、両半部の「併合法」法案には明確な違いが存在したといえよう。

## 2. 併合と「併合法」法案に関するレートリヒの視座

### 2-1. 併合への賛意

併合問題はオーストリア下院議会において1908年11月から12月に討議され、議員の過半数が併合に賛同したという<sup>(57)</sup>。レートリヒは併合当時、15名の議員を擁するドイツ人進歩党に所属していた。彼は党を代表する人物ではなかったが、併合直後におこなわれたオーストリア側の代表議員会議における演説(1908年10月27日)により存在感を高めたと伝えられる<sup>(58)</sup>。ここでは、レートリヒが語った内容を摘記しておこう<sup>(59)</sup>。

まずレートリヒは、併合を「占領地域、ハプスブルク帝国とその諸民族のみならず、ヨーロッパ政治にとってもまた重要な出来事」と位置づけたうえで、ヨーロッパ列強にさまざまな影響を及ぼすものとした。ここでレートリヒはドイツ人議員の見地から併合を展望する。具体的には、併合がハプスブルク帝国内のドイツ人に恩恵があるかどうかを吟味しなければならないとしたうえで、帝国全体の利害と帝国内のドイツ人の利害を外交政策において近づけ、相互に補うべきと語る。しかしレートリヒは、多民族国家ゆえのハプスブルク外交の難しさ

55 Szabó, “Ungarns Politik,” p. 164.

56 *Stenographische Protokolle über die Sitzungen des Hauses der Abgeordneten des Österreichischen Reichsrates (StPrAR)*, XVIII Session 1908, Beilage 1162. なお代表議員会議とは、オーストリアとハンガリーの両議会から60名ずつ選出された議員から構成される。共通議会的な側面を持つものの、オーストリアとハンガリーの代表団が一同に会して議論をおこなった訳ではない。

57 これに関してはA・イヴァニシェヴィチの論考を整理しておく。①クロアチア人、スロヴェニア人議員は併合をボスニアとクロアチア、スロヴェニアの結合に向けた最初の歩みと捉えていたこと。②セルビア人議員は党派を問わず併合に反対したほか、クロアチア人・セルビア人連合に属していたクロアチア人議員の一部も反対したことである。Alojz Ivanišević, “Die Haltung der südslawischen, polnischen und ukrainischen Reichsratsabgeordneten zur Annexion Bosniens und der Hercegovina durch Österreich-Ungarn im Jahre 1908,” in Walter Leitsch (ed.), *Polen im alten Österreich* (Vienna: Böhlau, 1993), pp. 33-55.

58 Harrington-Müller, *Der Fortschrittsklub*, pp. 92-93.

59 発言内容の出典は以下を参照。 *Wiener Zeitung*, 28, 10, 1908, pp. 9-10.

を認識していた。それを解決するための2つの方法として、①すべての民族が有機的な帝国政策の基盤となる政治、経済、民族的な利害を共有すること。②地理的、歴史的な事実に基づく帝国の中心的な利害を国内の諸民族の興奮状態、あるいは外部への働きかけを阻むようなかたちで定着させることを提起したのである。二重制を支えるドイツ人の微妙な立場を見てとれるだろう<sup>(60)</sup>。

次にレートリヒは、ハプスブルク外交に話を転じた。彼は「近年のハプスブルク外交の最大の問題は、東方問題におけるオーストリア・ハンガリーの立場である」と語り、オスマンとの抗争にはじまるハプスブルクのバルカン政策を「アドリア海、サヴァ川、〔ドナウ川の支流である〕ドラウ川、そしてバルカンに住む南スラヴ人、独立したルーマニア人を立ち直らせるものに他ならなかった」と整理する。そして、ハプスブルクがイタリアとドイツから排除されたイタリア独立戦争と普墺戦争を「オーストリアのバルカン政策が新たな段階に進むための前提条件」と位置づけた。以上をふまえてレートリヒは、ボスニア併合を「長い時間を要した、そして慎重につなぎ合わされた、数十年にわたって作りあげられてきたオーストリアによるバルカン政策の構成要素」とみなした。ボスニア併合は「新しい政策」ではなく、既存の政策を締めくくる「最後の措置」だったのである。

彼はまた、ドイツ人がボスニア占領時のように——スラヴ人の増加を理由として占領に反対したような——消極的な政策をとる必要性ははるかに少ないとみなした。つまりボスニアに居住する200万人近くのスラヴ人が加わったとしても、ドイツ人の害とはならないとの理解を示す。「〔ハプスブルクにおける〕ドイツ人の立場は深く根を張り、実り豊かな文化、経済力に依拠したものである。それは依然として帝国における第一の権力の要素であり、併合によって減じるものではない」と。さらに強力な東方政策はドイツ人のみならず、帝国内の諸民族にも益する通商政策の前提と説く。そのうえでレートリヒは、エーレンタールの政策への支持を表明する。レートリヒによれば、エーレンタールは併合によって「大国であり、確実な平和を愛する〔ハプスブルク〕帝国が生存のための意志を未だにもっていること、そして〔ハプスブルクが〕決然たる態度を対立するヨーロッパ列強のなかで固持すること」を内外に示したのである。レートリヒは、ボスニアの併合が他国の生存権を侵害するものではないとも語っている。

もっとも、レートリヒは「〔併合の〕最終的な評価は今後の事態に左右される」と述べているように、列強諸国の反発を認識していた。しかしヨーロッパ世論の反対は、しばしば引き合いに出される「ヨーロッパの政治倫理の繊細さ」に起因するものではないとした。実際にイギリスによるエジプトの保護領化（1882年）、ロシアによるパリ条約（1856年）の破棄など、国際条約違反の前例が存在したからである。さらにレートリヒはハプスブルクによる占領当初の反乱の鎮圧、数十年にわたる文化的事業の成果を盾に併合の正当化を図った。以上述べたように、彼はボスニア併合を断行したエーレンタールの積極外交を支持するとともに、ハプスブルクの多民族性と外交政策の調和を図る必要を唱えたのである。一連の発言からはボスニアの占領、併合を正当化する「文明化の使命」に類する思考とともに、併合が

60 池田嘉郎「帝国、国民国家、そして共和制の帝国」『Quadrante：四分儀：地域・文化・位置のための総合雑誌』14号、2012年、87頁。

オスマンに及ぼす影響の軽視をみてとれる。

続いて、併合問題を論じたオーストリア下院議会における演説（1908年12月17日）に目を転じてみよう。ここでレートリヒは、併合の必要性をボスニア領有と国際関係の2つの視点から裏づけようとした。領有についてはボスニアにおける2つの要求、①オスマン側による憲法の付与。②オスマン側の憲法に基づきボスニアとオスマン帝国の関係を明確化しようとするスルタンの計画をあげる<sup>(61)</sup>。とくにレートリヒが目にしたのは、ボスニアではオスマンの半月旗が掲げられ、スルタンは宗教的指導者（カリフ）としてのみならず、統治者として敬われたようにボスニアの主権者として捉えられている状況である。ハプスブルクはボスニアに関する主権をほぼ完全なものとしつつあるが、すでに形骸化しているスルタンの権利が残存していることに危機感を抱いていた。永続性のない占領状態は、レートリヒの目には「耐え難い病氣」と映ったのである<sup>(62)</sup>。レートリヒはエーレンタールと同様、併合を憲法付与の前提条件と考えていた。

レートリヒは、国際関係については南スラヴ問題と不可分のセルビアに格別の注意を向けていた。これに関してもエーレンタールと同様、ベオグラードから流入した資金に支えられた大セルビア運動に用心していたのである<sup>(63)</sup>。レートリヒはあくまで平和政策を求めるとしつつも、「やみくもに平和を優先し、なにものかを奪われても平和に拘泥する類の政策はもっとも悪い平和政策であろう<sup>(64)</sup>」とする。彼はハプスブルクが列強の一員であることを自ら示さねばならず、外交における「消極性」を打ち捨て、ボスニアを守るためならばセルビアとの戦争も辞すべきではないとの強硬姿勢を示した<sup>(65)</sup>。また前出の「三重制」への動きがあることは認めつつも、とくにクロアチア人とセルビア人のあいだに認められる「根深い宗教的差異」に論及し、それに消極的な姿勢をとっていたことも注目に値する<sup>(66)</sup>。

以上からは、レートリヒが併合に賛同した背景にボスニア支配の安定、さらにはハプスブルクの威信への危機感があつたこと、ボスニアの獲得をうかがうセルビアへの警戒感があつたことがわかる。彼は、演説を締めくくるにあたりオーストリア側の結束を呼びかけた。この時点でハプスブルクはオスマンとの妥結に至っていなかったため、国内の結束を対外的に示すためにも「併合法」の速やかな可決、成立というかたちでエーレンタールを支持すべきと考えていたからである<sup>(67)</sup>。それでは、レートリヒは「併合法」についてはいかなる見解をもっていたのだろうか。

## 2-2. ハンガリーの「併合法」法案への反発

「併合法」についてまず注意すべきは、レートリヒが併合時点よりハンガリーの歴史的権利に異論を唱えていたことである。それは、フランツ・ヨーゼフの布告における「ハンガリー

61 *StPrAR*, 122.Sitzung der XVIII Session, 17, 12, 1908, p. 8116.

62 *Ibid.*, p. 8120.

63 *Ibid.*, p. 8125.

64 *Ibid.*, p. 8126.

65 *Ibid.*, p. 8125.

66 *Ibid.*, p. 8127.

67 *Ibid.*, p. 8128.

の祖先の権利」への言及が遺憾であるとの彼の日記(10月7日)にみてとれる<sup>(68)</sup>。ハンガリーへの反発については、レートリヒが『ノイエス・ヴィーナー・タークブラット』(1908年11月22日)に寄稿した論説を検討してみよう<sup>(69)</sup>。

レートリヒのみるところ、ハンガリーのボスニアへの執着が顕著になったのは独立党による政権奪取後であった<sup>(70)</sup>。彼は、オーストリアとハンガリーの2つの「併合法」法案を「同じ事柄について、同じ目的のために作成された両法案の相違は一目瞭然」とした。オーストリア側の草案は、領土主権とハプスブルク家の相続規定の拡大を同じものとして扱っているのに対し、ハンガリー側の草案は歴史的権利を持ちだしたからである。レートリヒは、オーストリア側の法案が併合の布告に示された皇帝の意思を「併合法」の源泉とした一方、ハンガリー側の法案が「国事詔書」の適用拡大を直接、議会によっておこなわれると規定したことにも論及する。彼がフランツ・ヨーゼフによる併合布告に書かれたハンガリーの権利を「あまりに遺憾な表現」と評したのは、それがハンガリー側の言い分を補強したからであろう。レートリヒは表面上、同一の内容に見えるオーストリア側の草案第2条とハンガリー側の草案第3条の基盤が大きく異なるとしたうえで、帝国各半部とボスニアの関係を過去、現在、将来にわたって「まったく異なる、むしろまさに正反対」なものにすると論じ、両半部の議会における「併合法」の成立、発効は不可能と見込んだ。なぜなら両半部の「併合法」法案は、同様の内容のものが両半部で可決されないかぎり発効できないと想定されたからである。

「併合法」については、冒頭で触れたオーストリア下院委員会で作成されたレートリヒの報告書も紹介してみたい。ここでレートリヒは「併合法」の法的起点を「ボスニア行政法」としたうえで、ボスニアの案件におけるオーストリアとハンガリーの「対等」は遵守すべき原則であるとした。換言すると、ベルリン条約(1878年7月)ではオーストリアとハンガリーが個別に権利を得たわけではないにもかかわらず、ハンガリーはボスニアと特別な関係を作ろうとしていると非難した。ハンガリー側の一面的な解釈が「あいまいで無責任な」ハンガリーのジャーナリズムによって拡散されていることも批判する<sup>(71)</sup>。

68 Redlich, *Schicksalsjahre*, vol.1, p. 209.

69 Joseph Redlich, "Annexionsgesetze," *Neues Wiener Tagblatt*, 22, 11, 1908, pp. 2-3.

70 ハンガリー議会について詳論する余裕はないため、以下の点を要約するとどめる。①厳格な制限選挙制のもと(有権者は全人口のおよそ6パーセント)で、ハンガリー議会における諸政党の社会的性格はほぼ同じであったこと。②ハンガリーの政党制がハプスブルク国家の国制上の問題、すなわち二重制を受け入れるか否かで分裂していたこと。③独立派が政権を獲得した際(1906-10年)にも、基本的には二重制を受け入れねばならなかったことである。ケヴェール・ジェルジ(平田武訳)『身分社会と市民社会：19世紀ハンガリー社会史』刀水書房、2013年、168-174頁。

71 Redlich, *Bericht*, p. 10. 当時のブダペシュト大学教授 Á・ティモンによれば「ボスニア・ヘルツェゴヴィナはかつてハンガリーの聖なる王冠の支配下にあり、したがって聖なる王冠はこの地域においてベラ2世以来、時効なき権利を有していることは明白な事実」であった。続いて彼はベルリン条約にもとづく「ボスニア行政法」がこのようなハンガリーの権利を看過していることを批判したうえで、併合によってハンガリー王冠の潜在的権利が回復したとみなした。ティモンによれば、オーストリア議会がハンガリー王冠の主権について決定を下すことは決して許されるものではなかったのである。さらにボスニアの政体は歴史的権利に依拠して、ハンガリー国家に組み込むことさえ提案した。Ákos von Timon, "Die Annexion und das Recht der Heiligen Krone," *Pester Lloyd*, 11, 10, 1908, pp. 2-3. 同時代ハンガリーの法学者 K・クメティも同様の主張を展開

レートリヒは、中世の歴史を引き合いに出すハンガリー側の主張については、①モハーチの戦い（1526年）以後、ハンガリーの大半はオスマンの支配下にあったこと。②シストヴォの和約（1791年8月）においてハプスブルク側がオスマンによるボスニアの領有を認めたこと。③ハンガリーがボスニアを支配下においていたとする1376年から1463年でさえ、ハンガリーの支配権はあくまで形式的な権利にすぎなかったことをあげ、その正当性を否定する<sup>(72)</sup>。さらにハンガリーの唱える歴史的な関係は「漠然たる記憶」にすぎず、かつてのボスニアの紋章や旗、称号を領有の証拠とするのは常識外れとまで断じている<sup>(73)</sup>。

この報告書に認められる特色は、「併合法」の問題を二重制の危機と結びつけている点にもとめられる。レートリヒは年々顕著になるハンガリーの独立化とそれにとまなう国家の一体性の弱体化に憂慮の念を抱いていた。1907年のアウスグライヒにおいてオーストリアとハンガリーが「国家」と表現されたことは、レートリヒの危機感を増幅させた。これについて彼は、オーストリアとハンガリーにおけるアウスグライヒ法、ひいてはハプスブルク国家に関する両者の見方の齟齬を論じている<sup>(74)</sup>。

レートリヒは、ハプスブルク帝国がオーストリアとハンガリーが2つの部分からなる統一的な国家を構成するとの見方に立ちつつ、次のように述べている。「報告者〔レートリヒ〕は国家の統一性の保持、そしてボスニア・ヘルツェゴヴィナの併合に関する法案の協議の機会にきわめて嘆かわしい退化の現象への注意を喚起しなければならないと考える。それは、オーストリアとハンガリーを一体とする法的枠組みが長い期間のあいだに明らかに衰えてきたことである。報告者はまさにこの重要な機会に、長年にわたってなおざりにされてきたオーストリア下院の特別な義務を果たすべきと思われる。すなわちオーストリアの立法権が及ぶ範囲で、次のようなハンガリーの努力に対して立ち向かうことだ。それは再三にわたって成功を収め、法に則したかたちで現存のオーストリアとハンガリーの一体性を保つ絆をますます切り崩し、最終的には法的にも、実際上でもその存在を否定する企てである<sup>(75)</sup>」。管見のかぎり、帝国の一体性の弱体化と両半部の「併合法」法案の懸隔を捉えるレートリヒの視座は他にはみられない。

レートリヒは、ボスニアを編入しようとするハンガリーの言い分を「分離できない、国法上の統一体としてのハプスブルク帝国の法的存在にもっとも明白に矛盾する」と断じたうえで、併合という重要な国事行為におけるオーストリア政府の課題を二重制の維持と説明する。「国事詔書、1804年8月勅令、1860年10月勅令、1861年2月勅令、1867年のアウスグライヒによって作られてきたハプスブルク国制の法的基盤を、独立したハンガリー国家を形成しようとする侵害から守り、維持すること」であると<sup>(76)</sup>。そのうえで彼はハンガリーの主張

---

した。彼は、ボスニアへの自治がハンガリーとボスニアの古くからの絆に依拠すること、ボスニアの憲法については共通省庁とハンガリーの省庁の了解に基づくべきことを提案したのである。Karl Kmety, "Der bosnische Gesetzentwurf und das ungarische Staatsrecht," *Pester Lloyd*, 18, 11, 1908, pp. 3-4.

72 Redlich, *Bericht*, p. 11.

73 Ibid., pp. 13-14.

74 Ibid., p. 15.

75 Ibid., p. 23.

76 Ibid., p. 24.

を否定しつつ、次のように述べている。「——ハンガリー国王ではなく——共通の君主〔フランツ・ヨーゼフ〕は、ベルリン条約第 25 条によりボスニア・ヘルツェゴヴィナ占領の委任を獲得した。ハンガリー国王ではなく、共通の君主が自身の大権に基づいてボスニア・ヘルツェゴヴィナに主権を敷衍し、それにより両地域は帝国によって獲得、併合された。したがって、共通の君主の憲法上の行為についての議会による承認を求めた両半部の併合法〔法案〕は現行の法規に適合したものである。しかしながら〔両半部のいずれかが〕一方的にボスニア・ヘルツェゴヴィナと帝国の法的関係を変えることはできない」と。そのうえで「この点はまさに、〔オーストリアとハンガリーの双方において〕同じ文面の 1880 年の法律〔ボスニア行政法〕第 5 条に表現された、対等の原則を意味するだろう」と書き記している<sup>(77)</sup>。

以上みたとおり、レートリヒは併合を弱体化しつつある帝国の一体性を強化する機会と位置づけ、そのなかでハンガリー側の持論を完全に否定した。この点について両半部が折り合えなかったことにくわえ、オーストリア議会における与党勢力とチェコ人、南スラヴ系政党との対立もあいまって「併合法」は成立には至らなかった。レートリヒによれば前掲の特権農業銀行問題の後、1912 年春には「併合法」が制定されていない「政治的に恥ずべき状況」を打開しようとする動きも存在した。しかしこれは、ボスニアへの関心が同地の鉄道建設に比重がおかれていたこと、議会運営に不満を抱いていた南スラヴ系議員の妨害があったこと、1912 年冬以降、議会内のボスニア委員会が停止したことによって阻まれたという。1914 年 3 月以降、オーストリア議会は休会され、その後第一次世界大戦が勃発した。そのため「併合法」法案は討議にかけられなかったのである<sup>(78)</sup>。

さらに本来定められるべき「併合法」法案が放置された一因として付け加えるべきは、オーストリアとハンガリーの両「併合法」法案は「ボスニア行政法」の継続では一致しており、現状維持は可能であったこと、ならびにオーストリア議会における議論の重点がボスニア憲法と政治体制へと移行したことであろう<sup>(79)</sup>。また共通財務相ブリアーンがボスニア憲法の布告を引き延ばすことは望ましくないと考えていたことも鑑みなければならない<sup>(80)</sup>。憲法をめぐる問題については、節をあらためて論じたい。

---

77 Ibid., p. 24.

78 Redlich, *Die Gesetzesvorlage*.

79 この点はスロヴェニア人議員 I・シュステルシチによって提出され、1908 年 12 月 18 日に可決された緊急動議の内容に見てとれる。①「オーストリア政府は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのために現地代表者との協調の下、この地に真の憲法的自由と特権を保証する基本法を創出すること」。②「上記の具体的な計画について、遅滞なく議会に伝えるべきこと」の 2 点が決議された。*StPrAR*, 123.Sitzung der XVIII Session, 18, 12, 1908, p. 8228. 両半部議会はボスニア憲法の編纂に直接関与する権利を持たなかったものの、オーストリア首相ビーネルトはオーストリア議会の意向に一定の配慮を示していた。

80 ブリアーンはビーネルト宛の書簡において、1909 年春にはボスニアにおける新体制、つまり憲法を制定すべき旨を記している。Arhiv Bosne i Hercegovine Sarajevo (ABiH), Zajedničko Ministarstvo Finansija (ZMF), Odjeljenje za Bosnu i Hercegovinu (BH), ABiH, ZMF, BH, Präs 44-1909. (1909 年 1 月 5 日)

### 3. ボスニア憲法へのレートリヒの眼差し

#### 3-1. ボスニア憲法の草案

ボスニア憲法の草案を作成したブリアーンはボスニア併合を初めて具体的に構想し、君主フランツ・ヨーゼフに提起した人物であった<sup>(81)</sup>。併合に際してボスニアに一定の政治的権利を容認するブリアーンの方針は、前任者B・カーライ（在職1882-1903年）と対照的といえる。なおブリアーンは、併合の時点でボスニアの政治体制の構想を固めていたが、「併合法」をめぐる紛糾はその実現に暗雲を投げかけていた。この経緯についてブリアーンは、ボスニア選出議員がコンスタンティノープルのオスマン議会に派遣されること、ボスニアが憲法に基づく権利を剥奪されることという2つの選択肢はどちらも許されておらず、「ボスニア・ヘルツェゴヴィナは帝国に編入されねばならず、議会が与えられねばならない<sup>(82)</sup>」と記している。

続いて、ブリアーンが起草した憲法案を通観しておこう<sup>(83)</sup>。ブリアーンは、両半部の首相や共通外務省、共通国防省に草案（1909年4月）とその創案理由書（同年5月）を送付した<sup>(84)</sup>。本草案は「地方基本法 *Landesstatut*」に加え、議会の選挙規定と運営規定、結社と集会に関する法律、下部自治機関といえる郡評議会に関する法律の6つからなっていた。なおレートリヒが検討の俎上にあげた「地方基本法」の主旨は、ボスニアの法的立場（第1条）、市民権（第2～18条）、ボスニア議会の組織（第19～41条）、議会の権限（第42～48条）に4つに大別できる。

第1条では、ボスニアの法的立場について次のように現状維持が記されている。「1908年10月5日の陛下の布告により、皇帝・国王陛下の主権がボスニア・ヘルツェゴヴィナに拡大され、現行の王室の相続法規もボスニア・ヘルツェゴヴィナに適用された」と。次いで、基本的な原則として①「ボスニア行政法」を継続すること。②共通財務省の下におかれた地方行政府がボスニア行政をおこなうこと。③オーストリアとハンガリーの間、あるいはハプスブルク帝国と諸外国との間で締結された条約はボスニアにも有効であること。④対外条約の交渉において、ボスニア行政の代表者は地域の特別な利害について聴取されることが示された。

ボスニア住民の権利に属する事項については「ボスニア・ヘルツェゴヴィナの住民に十全

81 村上「併合問題」参照。

82 Istvan Burián, *Stephan Graf Burián. Drei Jahre aus der Zeit meiner Amtsführung im Kriege* (Berlin: Ullstein, 1923), pp. 222-223. (引用は223) これについては、村上「併合問題」参照。

83 草案の条文については以下を参照。ABiH, ZMF, BH, Präs 1138-1909. (1909年4月30日) なお前出のユズバシチは、ブリアーンが起案した自治案も不十分であると批判するが、ブリアーン草案の内容を具体的に論じていない。Dževad Juzbašić, “Die österreichisch-ungarische Okkupationsverwaltung in Bosnien-Herzegowina. Einige Aspekte der Beziehungen zwischen den Militär- und Zivilbehörden,” *Prilozi* 34 (2005), p. 94.

84 草案の創案理由書については以下を参照。ABiH, ZMF, BH, Präs 1138-1909. (同年5月19日) *Erläuternde Bemerkungen zu den Gesetzentwürfen für Bosnien-Herzegowina.* (以下、*Erläuternde Bemerkungen.*)

なる市民権を与え、保障することは余の固い決意である<sup>(85)</sup>」とのフランツ・ヨーゼフの言葉にそくして、近代的な市民権の導入が図られた。具体的にいえば、法の下での平等（第2条）、住居の自由（第3条）、個人の自由（第4条）、裁判を受ける権利の保障（第5条）、国家による公認に基づく信教の自由（第6条）と宗派に関わる案件の自治（第7、8条）、出版（第10条）、あるいは学問の自由（第11条）、住居や財産の不可侵（第12、14条）、通信の秘密（第13条）、請願権の承認（第15条）、集会や結社の権利（第16、17条）などが列記される。上記の項目は概ねオーストリア国民の人権に関する基本法（1867年12月21日）を援用したこと、信書の秘密や結社、集会の自由は、基本法草案において初めて明文化されたことを銘記しておく<sup>(86)</sup>。

ボスニア議会については、その管轄はボスニアのみに関わるすべての案件（第19条）であり、議員の構成は勅撰議員20人と公選議員72人とされた（第20条）<sup>(87)</sup>。さらに議員による君主フランツ・ヨーゼフへの宣誓（第25条）、ボスニア議会による地方議会への質問権、行政活動の統制（第28条）についても記されている。議会内での投票、演説の責任は問われないが、演説内容の複製、流布についてはその限りではないこと、会期内の逮捕については議会の承認が必要であることも定めた（第31条）。議会、個々の議員も執行権に干渉できない（第34条）としたことから、議会の権限を限局する意図がわかる。議会により可決されたすべての法案は皇帝の裁可を必要とし、その発効は地方行政府、あるいは共通省庁の所管であること（第35条）も議会の権利を制約したものと見える。宗派問題と農業法に関する案件の可決には特別多数決を要すると定められたこと（第33条）は、宗派と農業をめぐる問題がボスニア社会において慎重な扱いを要することをふまえたものと推知できる。

ボスニア議会の権限については、前述のとおり局地的な案件に限られた。アウスグライヒ（1867年、1907年）に関する法律、ボスニア関税法、ボスニア行政法、徴兵については除外されている（第42条）。なお以下にあげた管轄内容が、ハンガリーとナゴドバ（「妥協」）を締結し、形の上では一定の自治権を得ていたクロアチア・スラヴオニア議会よりも広いものであったことは覚えておいてよい<sup>(88)</sup>。

1. 年間予算の策定
2. 新たな借款の実施、ならびにその転換
3. 国有財産の売却と抵当
4. 刑事司法
5. 警察罰、警察による外国人取り締まり、旅券制度、国勢調査
6. 民法
7. 公文書
8. 商法、手形法、森林法、鉱山法
9. 協会、集合法

---

85 Erläuternde Bemerkungen.

86 Ibid.

87 Ibid. プリアーンは勅撰議員を拙速な改革を阻むための布石と位置づけている。

88 Erläuternde Bemerkungen. ナゴドバについては以下を参照。月村太郎『オーストリア＝ハンガリーと少数民族問題：クロアチア人・セルビア人連合成立史』東京大学出版会、1994年、65-75頁。

10. 出版、著作権保護
11. 衛生制度、病院
12. 営業とその取り締まり
13. 福祉制度、疾病・傷害保険、高齢者に対する保護、貧民救済
14. 銀行・信用制度
15. 学校制度、教員養成
16. 農業法
17. 宗教案件
18. 農業関連施設
19. 農業振興、土地改良
20. 森林警察
21. 税金
22. 郵便・電信制度
23. 土地台帳
24. 刑務所
25. 鉄道や道路などの交通機関
26. 道路やそれに類する施設の維持
27. 湯治場
28. 自治体の組織
29. 決算、ならびに議会によって承認された予算の執行結果の監査と許可

ここで、議会の権限と深くかかわる地方評議会（第 39 条）を取りあげておきたい。これは共通省庁とボスニア議会の間で介在する機関と想定され、ボスニアに関わるものの、ボスニア議会の管轄ではない案件について、独自のイニシアティヴや地方政府からの照会に応じて召集される諮問機関と位置づけられた。9 人の構成員の内訳は宗派別人口に応じて決定され、評議会の議長はボスニア議会の議長が兼任した。なおブリアーンは設置の理由に住民感情への配慮をあげている。当時のボスニアは、共通案件や両半部のあいだで締結される案件の審議に関われなかった。それをふまえてブリアーンは、ボスニア住民に権利面での不平等を感じさせず、議会が当局に希望を表明できる「部分的、暫定的な代用」としての回路の提供を図ったのである。彼は、ハプスブルクの他地域には地方評議会に類する機関がないものの、オーストリアにおける領邦議会、ハンガリーにおける県（コミタート）議会には管轄外の案件についての見解が諮問される規定の存在に留意する<sup>(89)</sup>。

本節でみたブリアーンの憲法草案については、回覧されたオーストリア、ハンガリー両政府、共通外務省、共通国防省においてそれぞれ所見が作成された。次項でみるのは、そのひとつであるレートリヒの『憲法所見』である。

---

89 Ibid. ブリアーンは、この機関がエルザス・ロートリンゲンの國務参事会とは大きく異なると記している。

### 3-2. レートリヒの『憲法所見』

『憲法所見』は全48頁から構成され、その内容はブリアーンによって作成されたボスニア憲法の草案、とくに「地方基本法」に関するレートリヒの見解をまとめたものである。レートリヒの日記によれば、1909年6月2日、オーストリア首相ビーネルトよりボスニア憲法の草案を手渡され、所見の作成を求められたという。ビーネルトの意図は、ボスニア憲法を協議する共通閣議に向けた準備の一環と推認できる。依頼から2週間後、レートリヒは『憲法所見』を完成させ（6月16日）、ビーネルトとオーストリア下院議長R・ヴァイスキルヒナーに提出した（6月23日）<sup>(90)</sup>。議会において重要な存在を占め、エーレンタールに近い立場にあったとはいえ、閣僚ではないレートリヒにこのような役割がまわってきた背景としては、彼がオーストリアの自治や「併合法」の事情に通暁していたこと、前掲の特権農業銀行をめぐるオーストリア政府を支持し、ハンガリーを舌鋒鋭く批判したことに起因すると思われる。以下では、『憲法所見』の構成にそくして検討する。

第1部（導入）ではボスニア憲法の課題として、①現在の政治、民族、文化的状況に鑑みて、行政や立法への住民への関与をもっとも良い方法で整えること。②ボスニアとボスニアに関する帝国全体の利害、ボスニアとオーストリアの利害を両立させることの2つが示される<sup>(91)</sup>。つまり、共通省庁とその現地機関たる地方行政政府、両半部の政府と議会の関係を整備することが問題だったのである。まずこれに関しては、「ボスニア行政法」の継続が憲法の前提とされていることを確認しておこう<sup>(92)</sup>。そのうえで彼は『憲法所見』の眼目として、①ボスニア憲法に基づくボスニアの法的立場、②ボスニア住民の基本的権利、③（将来設置される）ボスニア議会の管轄や法的立場をあげた<sup>(93)</sup>。

第2部（ボスニアの基本法）の核心は、ボスニアでは詳細に規定されていなかった市民権の整備と立憲体制の確立にまとめられるだろう。前者については、随所でオーストリア側の法規のより厳格な適用を記し、権利面での本国との同質化を目指したといえる<sup>(94)</sup>。後者については、憲法の停止は最長1年間という制約を設けるべきとするなど、安易な憲法の停止（第18条）を抑制すべきと論じた<sup>(95)</sup>。その他の点では、①法の下での平等（第2条）の原則を尊重しつつも、官職就任についてはオーストリア国籍所持者の利害を守るとともに、ボスニア

---

90 Redlich, *Schicksalsjahre*, vol.1, pp. 234, 238-239. なお筆者の手に入れた『憲法所見』は、エーレンタール宛（7月19日）のものである。

91 *Denkschrift*, p. 1.

92 *Ibid.*, p. 2.

93 *Ibid.*, p. 3.

94 たとえば移転の自由(第3条)については、オーストリアにおける法律(1862年10月27日)にならったものとするが、「正当に理由付けられた義務なしに、居住地を限定、隔離されない」との一文が欠落している旨を書いたうえで、移住に関する項目を補う必要を認めている。裁判官の独立(第5条)については、司法と行政の分離、司法の立場の基本原則について記されていないこと、信教の自由(第6条)については、市民権、政治的権利と宗教を切り離すべきこと、信書の秘密(第13条)については、それを破った際の罰則がないこともブリアーン草案の瑕疵として列挙されている。*Denkschrift*, pp. 8-11, 14, 17-18.

95 停止される場合には憲法が回復された後に停止中に出された地方行政政府の布令をボスニア議会に提出すべきことである。*Ibid.*, pp. 19-20.

住民の権利を両半部住民の権利と同等の扱いとはしないこと<sup>(96)</sup>。②教育(第11条)におけるセルビア・ナショナリズムへの警戒をあげておくにとどめる<sup>(97)</sup>。

第2部<sup>(98)</sup>(ボスニア議会)以下については、とくに二重制とボスニアの関係という視点から検討してみたい。レートリヒ構想の基本原則、つまり「ボスニア行政法」に依拠するならばボスニア議会の管轄はあくまで局地的な案件に限定され、帝国本国に関わる共通案件からは切り離されるべきであり、ボスニア議会による地方行政府への干渉も排除されねばならなかった。この観点からレートリヒは、ブリアーン草案に散見される議会の権限についての不明瞭な箇所を取りあげ、その厳密な線引きに努めたといえる<sup>(99)</sup>。

なかんずくレートリヒの批判的となったのは、地方評議会(第39条)である。彼はこれを通じてボスニア住民の意思が聴取されることを「きわめてまっとうな着想」としながらも強い反対の意を示す。それは同機関がボスニア議会の権限を奪うのみならず、地方行政府に困難をもたらし、帝国全体に関わる案件についても意思表示ができるようになることを憂慮したからである。ブリアーン草案によれば、地方評議会に選ばれた議員は本来彼に与えられていない権限を行使することになり、それは「何人も自己の有する以上の権利を他人に委譲できない<sup>(100)</sup>」との古来の法原則に背くものだった。『憲法所見』には、地方評議会が代表議員会議へのボスニアからの議員派遣を招く可能性をふまえ「併合地域の法的立場を変えることなく、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ住民に共通案件に関わる意思表明の機会を提供する<sup>(101)</sup>」ことへの危惧があらわれている。ここからもボスニア議会を共通案件から遠ざけようとするレートリヒの意図がわかるだろう。

ボスニア議会の管轄(第3部)についていえば、レートリヒの主意はボスニア議会を両半部政府や議会の統制下におくことにあったといえる。彼は、ボスニア議会がオーストリア各地の領邦議会を凌駕する権限をもつと判断した<sup>(102)</sup>。一方、ボスニア行政の赤字補填、鉄道などの大規模投資には両半部政府が関与することが「ボスニア行政法」で定められていたように予算権の制約にも留意する。ただしそれらの拘束にもかかわらず、ボスニアの国有財産の売却や抵当についてはボスニア議会に無制限の権利があることは奇妙であり、両半部政府、両半部議会の同意が必要とみなした<sup>(103)</sup>。

96 Ibid., pp. 6-7.

97 レートリヒは、セルビア人の宗教学校をプロパガンダの中核とみなし、私立学校の設立は自由にすべきとしつつ、国家機関の監督下におかれることを明記すべきとした。Ibid., pp. 16-17.

98 正確には「第3部」と思われるが、原本には「第2部」が2か所ある。レートリヒの誤記であろう。

99 ボスニア議会とその議員が、執行権への干渉権をもたないこと(第34条)、ボスニア議会によって議決された全法案が裁可されること(第35条)、ボスニア議会の議長団による地方行政府を通じた共通省庁への抗議(第38条)も不適切と論じた。Ibid., pp. 27-31.

100 Ibid., p. 32.

101 Ibid., pp. 33-34 (引用は34).

102 Ibid., p. 35. ボスニア議会に与えられたより広い権限としては、民法、刑法、商法、手形法、森林法、鉱業法、出版法、衛生、公文書、営業法、公的扶助、貧民救済、教育、農業法があげられている。

103 Ibid., pp. 36-39. レートリヒは、警察や旅券制度(第5項)、郵便電信(第22項)を議会の管轄とすることに反対した。もっとも郵便電信については、オーストリアとハンガリーにおいて共通の原則に基づく運営が定められた(1899年)が、1908年に両半部共通の枠組みが解体したため、ボスニアにも完全に独立した郵便、電信制度が与えられると展望した。

また草案がボスニア議会の所管に鉄道を含めたことは、「ボスニア行政法」第2条と齟齬をきたすことも指摘される。但し『憲法所見』において、オーストリアのみならず、ボスニアにも有害なハンガリーの利害に偏重した路線、運賃政策の転換が提唱された事実には目を向けておきたい<sup>(104)</sup>。すなわちレートリヒは、オーストリアとボスニアの利害の一致を念頭におき、鉄道案件におけるボスニアの権限拡大を展望した。具体的には、ボスニア議会のために「ボスニア行政法」において認められていた両半部政府の鉄道敷設権を放棄することさえ提言したのである。ボスニア鉄道の運賃政策については当該問題を話し合うオーストリアとハンガリー間の協議に委ねるべきと語り、その際にはボスニアからの代表招聘も想定した<sup>(105)</sup>。鉄道政策においてボスニアは、二重制における「第三の単位」と位置づけられており、基本原則からの逸脱が見受けられるのである。

レートリヒは、ボスニアの法的立場に関する箇所（第4部）において、地方基本法と議会によって「権利主体<sup>(106)</sup>」となったボスニアが現在の政治体制を動揺させないことに意を用いた。その点は、ボスニア議会が「地方行政府の施政を統制する」（第28条）との条文に対するレートリヒの疑念に分かるだろう。そのうえで彼は、ボスニアにおける一部の党派が新たに得た政治的な権利を行政への抵抗に用いることにも警戒の念を示したうえで、「〔議会による統制は〕純粋な法学的観点からみても、ボスニア憲法の本質と矛盾する。ボスニア憲法は当地の議会に割り振られた管轄により、共通省庁が所管する〔ボスニア〕行政の客体としての性格を減じるとしても、それを廃するものではない」と明言した<sup>(107)</sup>。

さらにレートリヒは「ボスニア行政法の厳格な運用により地方基本法において確立される併合地域と帝国両半部の法的諸関係が、この地の将来的な政治的、経済的發展に少なくない困難をもたらすことは疑いないだろう」と記し、ボスニア統治の不透明な将来像を描く。そこで彼は、ボスニアを有益に治めるための一方策として統治活動を現地の代理人にあたる地方行政府に漸次移行すべきと提案するのである<sup>(108)</sup>。ここでは、レートリヒが「ボスニア行政法」に統治の問題点を認めていたこと、ボスニア議会の権限拡大を想定せず、行政権の強化を目指したことに留意したい。

以上、『憲法所見』の内容をたどってきた。ブリアーン草案に残された曖昧な点を排するという全般的な性格に加え、主な特徴を3つあげておく。

第1は、オーストリア側の法規の援用によってボスニア住民の基本的権利の確立に努めつつも、あくまでオーストリアの利害を優先していたことである。官職就任や鉄道に関する記述はその一端を示すだろう。両半部の角逐についていえば、鉄道に加えて前述のボスニアにおけるハンガリー資本の農業銀行設立が大きな問題となっており、その先頭にいたのがレートリヒであったことは覚えておくべきだろう。

---

104 ハンガリーからの政治的圧力により、ボスニアの路線はもっぱらハンガリーの鉄道網と接続された。Michael Palaret, *The Balkan Economies c.1800-1914* (Cambridge: Cambridge University Press, 1997), pp. 217-218.

105 *Denkschrift*, pp. 40-41.

106 *Ibid.*, p. 43.

107 *Ibid.*, pp. 45-46.

108 *Ibid.*, p. 47.

第2は、ボスニアの自治拡大を牽制したことである。レートリヒは、ボスニア住民の意思を尊重することに理解を示したものの、ボスニア議会による共通省庁やボスニア地方行政政府への容喙を恐れていた。彼が再三にわたって批判した議会による行政の統制については、これがボスニアを「憲法上の主体とし、君主の人格と権利によって帝国両半部と緩やかに結びつけられる独立した意思要素とする<sup>(109)</sup>」ものであり、自治拡大の要求を引き起こす懸念を書きとめた。自治の抑制については、地方評議会への否定的見解や行政権の強化方針からも察知できる。もっとも『憲法所見』に記された議会の権限拡大への警鐘は、ボスニアの編入が二重制に何らかの作用を及ぼす傍証とも考えられる。

最後の点は、ボスニア議会への懐疑的な姿勢である。レートリヒは前述のオーストリア下院議会において、ボスニアの自治に関して「将来起こりうる民族運動をもっとも適切に食い止める抑止として、立憲体制に基づく三宗派の協力を望む<sup>(110)</sup>」と発言した。けれどもすでに見たように、彼は帝国中枢とボスニア議会の衝突を憂慮していた。この傾向は、オーストリア議会における経験に基づき、国家への反抗的な傾向を把握するための試金石として、ボスニア議会議員の誓約にボスニアの憲法上の立場の否認、修正を求めないことを追加すべきとした点にもうかがえる<sup>(111)</sup>。ここでは、レートリヒがやや過剰なまでにセルビアの脅威を唱えていたことにも意を留めるべきだろう。

## 結 論

今回取りあげた「併合法」とボスニア憲法に共通する課題は、可能なかぎり現状を変えることなく併合後のボスニアをハブスブルクの国制に組み込むことであった。まず「併合法」法案の挫折は、占領以来の二重制の変容を反映するものといえる。オーストリアとハンガリーの両議会は、占領の際には同じ内容の「ボスニア行政法」を承認することで、新領土を統治するための枠組みを合意できた。しかし、併合の際に両半部の不一致を解消できなかったことは、国制におけるボスニアの意義の変化をうかがわせる。この点をふまえつつレートリヒは、ハブスブルクによるボスニア領有を決定づける併合に賛同するとともに、二重制の基盤を掘り崩してきたハンガリーの試みのなかにハンガリーの「併合法」法案を位置づけた。ここに彼の視点の独自性が認められる。

次いで『憲法所見』におけるレートリヒの課題は、ボスニアの自治を二重制と整合させつつ、国制におけるボスニアの法的地位を確定させることにあった。もっとも、前出のクラインヴェヒターが「ほとんど解決不能の課題<sup>(112)</sup>」と表現したように、この案件は一筋縄では解決できないものだった。レートリヒは一方では二重制の動揺を回避するため、「ボスニア行政法」を踏襲することでボスニア議会の所管範囲のなし崩し的な拡大を抑え、ボスニアの自治権を限局しようと試みた。しかし他方では、鉄道や電信・郵便の案件においてはボスニアを「第三の要素」と位置づけた。換言すれば、現実としてボスニアに新たに議会を設置する

109 Ibid., pp. 46-47.

110 *StPrAR*, 122.Sitzung der XVIII Session, 17, 12, 1908, p. 8125.

111 *Denkschrift*, p. 25.

112 Kleinwaechter, “Annexion,” p. 158.

以上、二重制の枠組みのなかで折衷的に分権化を認めざるを得なかった。ここにボスニアをめぐってハプスブルクの国制が陥った隘路を見てとれよう。

さらにボスニア憲法の背後には、併合をめぐってハプスブルクとの関係が急速に悪化していたセルビアの影、南スラヴ問題があった。S・R・ウィリアムソンが示唆したように、併合後のボスニアが隣接するセルビアに端を発する陰謀の標的になるとともに、南スラヴ民族運動の影響をより受けやすくなったことは見逃してはなるまい<sup>(113)</sup>。セルビア・ナショナリズムに警戒の念を抱くレートリヒは、ボスニア社会の不満を軽減すべく基本的人権の保障とともに、ボスニア議会に相対的に広い権限を認めざるを得なかった。クラインヴェヒターが二重制におけるボスニアの布置が内政と外交に関わると示唆したのは、南スラヴ問題を念頭においたものだろう。そしてエーレンタールやブリアーンなどの帝国首脳たちもまた、レートリヒが直面した同じ難題への取り組みを余儀なくされるのである。

最後に、『憲法所見』の意義を展望しておきたい。ボスニア憲法草案は、1909年9月と1910年2月に合計4回にわたって開催された共通閣議の議論に基づいて修正され、1910年2月17日に裁可、布告された。レートリヒは一連の共通閣議に出席していないが、ブリアーンから修正された憲法草案の最終版を極秘に受け取っていた(10月2日)。またエーレンタールが憲法草案に賛同した(10月4日<sup>(114)</sup>)後に、レートリヒに『憲法所見』についての謝辞を述べた旨をレートリヒの日記は伝えている(10月28日)。つまり『憲法所見』が憲法制定の工程に何らかの作用を及ぼしたと考えられる。レートリヒが、その後2回にわたってブリアーンとボスニア問題を協議した(11月30日、1910年1月7日)ことも補われるべきである<sup>(115)</sup>。はたして、帝国首脳のあいだではいかなる議論がおこなわれたのだろうか。とくに『憲法所見』は、エーレンタールやオーストリア政府の見解にどのようなかたちで反映されたのであろうか。いずれについても機会を改めて論じたい。

【付記】本稿は日本学術振興会 JSPS 科研費、特別研究員奨励費(15J03820)「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ憲法の制定過程にみるハプスブルク帝国の「帝国性」」(代表：村上亮、2015年－2018年)の助成による成果の一部です。

---

113 Samuel Ruthven Jr. Williamson, *Austria-Hungary and the Origins of the First World War* (London: Macmillan, 1991), p. 72.

114 ABiH, ZMF, BH, Präs 1994-1909.

115 Redlich, *Schicksalsjahre*, vol.1, pp. 253, 259, 273, 284-285.

# Josef Redlich and the Annexation of Bosnia-Herzegovina: Disputes over Self-Government under the Dual System of the Habsburg Monarchy

MURAKAMI Ryo

Article 25 of the Berlin Treaty of 1878 recognized the Austro-Hungarian (Habsburg) Empire's occupation of Bosnia-Herzegovina. This provisional status of the two provinces ended with their annexation in October 1908. The rationale behind the decision by Alois Lexa Aehrenthal, common foreign minister of the Habsburg Empire (1906-1912), was concern about possible repercussions of the Young Turk Revolution in July 1908 including the subsequent end of Austro-Hungarian rule in Bosnia-Herzegovina. He was also alert to the Serbian nationalistic ambition towards this territory. As these provinces were a common administrative district under a dual system (*Ausgleich*), the parliaments of both Austria and Hungary had to enact the Annexation Law (*Annexionsgesetz*) that would legitimize the new status of the provinces. Moreover, the Habsburg leadership had to tackle predicaments arising from the Bosnia-Herzegovina Constitution (February 1910) and from the provincial diet. They were forced to concede to local demands for self-government with a view toward reducing public discontent with the central government as well as the current state structure. In other words, the annexed Bosnia-Herzegovina triggered disputes around the sustainability of the dual system and national questions, the South Slav Question in particular. The relevant scholarship, however, has not paid sufficient attention to either the legal procedure of incorporating the annexed territory into the empire or the implications of the Bosnia-Herzegovina Constitution for the *Ausgleich*.

To fill the lacuna of historiography, I find it useful to address the views of Josef Redlich (1869-1936), professor of public law and constitution at Vienna Technical University and a member of the Austrian Parliament. Well-informed about questions of autonomy, he recognized the importance of autonomy for stability of the Habsburg Empire. As such, he was Aehrenthal's private adviser concerning domestic and diplomatic affairs. With his understanding of the specific ethno-religious circumstances in the territory, Redlich prepared several reports concerning the Annexation Law and memoranda to a draft of the Bosnia-Herzegovina Constitution, which were submitted to Aehrenthal and Richard von Bienenrath-Schmerling, prime minister of Austria (1908-1911). Yet many scholars have dismissed Redlich's role in the discussions around the annexed Bosnia-Herzegovina and its self-government. Using Redlich's standpoint, I explore the impacts of disputes over the Annexation Law and the Bosnia-Herzegovina Constitution upon Habsburg's dual system.

Redlich had diplomatic and domestic contexts in mind. Out of diplomatic consideration, Redlich was completely in tune with Aehrenthal's active diplomacy, namely the expansion of the Donau Monarchy to Bosnia-Herzegovina. Like Aehrenthal, Redlich was so wary of the Serbian national movement in Bosnia-Herzegovina that he determinedly rebuffed Serbia's protest against the annexation. As concerns his domestic consideration, Redlich saw the annexation as an opportunity to reinforce the empire's unity. His reasoning is clearly visible in his criticism of Hungarian centrifugal policies in the early twentieth century. According to him, it was Hungary that gradually undermined the solidarity of the

Habsburg's dual system. In the case of the annexed Bosnia-Herzegovina, legal argumentation diverged between Austria and Hungary. The Hungarian Annexation Law argued for Hungary's historic right to the territory, based on the Habsburg's law of succession (*Pragmatische Sanktion*) for recovery of former provinces. The Austrian Annexation Law, meanwhile, basically aimed at maintaining the status quo. Naturally, Redlich opposed Hungary's assertion. The Annexation Law was never passed in the Austrian Parliament.

Redlich also proposed amendments to a draft of the Bosnia-Herzegovina Constitution prepared by István Burián, common finance minister of the Habsburg Empire (1903-1912). Redlich's main points were 1) the political status of Bosnia-Herzegovina in the dual system; 2) fundamental human rights of the inhabitants in the annexed lands; and 3) competence of Bosnia-Herzegovina's Diet. Redlich agreed with Burián regarding the relationship between the Habsburg Empire and Bosnia-Herzegovina overall. According to their understanding, the Diet of Bosnia-Herzegovina would be involved in decision-making on local affairs, but it would not be allowed to encroach upon imperial issues, such as military and foreign policies. There are some discrepancies between them, however. We should take seriously Redlich's view of the strict separation of the three branches of government, the recognition of the fundamental human rights of Bosnian inhabitants, and the rejection of the Bosnian Diet's interference in the local administrative authority. Moreover, Redlich proposed diminishing the Hungarian influence on railway policy, which had been a long-pending question for Austria. To sum up, he aimed at reinforcing the local administrative power rather than expanding the provincial diet. The motivation behind his ideas was a certain distrust of Bosnian-Herzegovinian political power and caution against Serbian nationalism.

What Redlich wanted to achieve was to maintain the status quo of legal basis of the annexed Bosnia-Herzegovina. While Redlich attempted to give political leeway to the annexed provinces, he intended to reconcile the empire's dual system and the existing political status of the annexed territory. Yet he was forced to place Bosnia-Herzegovina as a third unit under the dual system in terms of railway, post, and telegraph affairs. In short, Redlich's scheme deviated from his basic aim. From Redlich's arguments, we can conclude that the Habsburg's political system was incompatible with the concept of Bosnia-Herzegovina's full self-government.